

て行はるる場合が多いのである。然るに吾人は何故、積極的に労働組合法制定の要求をなすつゝあるか。

第一に、吾人が過去に於ける経験に徴し、雇主の労働組合否認思想が、如何に無用なる労資の紛争を惹起し健全なる労働組合運動を阻害しつゝあるかを知る。この團結權確保と云ふ基本的ではあるけれども、今日の世界的産業常識より見れば、極めてありふれたる事の爲めに、絶えざる紛争を惹起する事は、労働階級はもとより國家産業自體の爲めにも慶賀すべき事では無い。故に國家が法律を以つてこの團結權を保證することは當然の責務であると言はねばならぬ。かゝる問題は、労働組合と雇主との闘争に依つて解決すべきであるとの立場から、吾人のこの主張に對して闘争精神の缺如として笑ふ者があるならば吾人はむしろそれを光榮とする者である。例へ結局に於いて闘争力に訴へねば解決出来ぬものであるにしろ、吾人は先づその平和的解決の道を索ぐる事が、國家産業に對する義務なりと確信するからである。

第二に、恢復容易ならざる世界的不況は、益々日本の産業の行詰りを深淵ならしめつゝある。今日の産業組織が國民を充分に養ひ得ない事を明瞭に曝露しつゝある。加ふるに資源乏しき我國資本主義産業が、今日のまゝに於いて労働階級の生活條件を維持し得やう筈が無い。故に、労働階級の思想が日々險惡化する根柢があるのである故に國家は、労働組合法を制定して勞資關係を急速に合理化し、我國産業が破綻を伴はざる進歩、協力の下に行はるゝ、絶えざる改革をなし産業と國民生活を融合せしめ、舉國一致の基礎をつくる必要に迫られ居るのである。我國の労働組合は先進諸國の労働組合運動史の示す如き労働條件の維持改善のみに没頭して他を顧ざる利己的態度を採る事の不可なる立場に在る。即ち國家産業全體の發展と進歩を考慮しつゝ労働組合運動を進展せしめ、これと労働階級の利益とを調和せしめねばならぬ使命があると信ずる。此意味に於いて、吾人は労働組合法の制定を要求して居るのである。

吾人の要求する労働組合法

要 綱

- 一、組合員の組織を同一または類似の職業及産業に限定せざること
- 二、團體協約の締結すること
- 三、法人格取得は自由たる事
- 四、労働組合員は團體的行動に依り雇主者に生ぜしめたる損害賠償の責任なきこと
- 五、團結の自由を拘束妨害する雇主の行爲は犯罪として嚴罰すること
- 六、組合員にして組合に對し契約を履行せざる場合は民事上の責任を科する事
- 七、職後備置人、軍屬官吏、官公營事業従事員、一般頭腦労働者に適用すること
- 八、會議の決議の取消し規約の變更組合の解散其他一切の處分は裁判に判決を以つてす可きこと
- 九、平和にして道義的手段に依る罷業の監視を合法的行爲として確認すること

十萬人突破運動に關する件

提 出 關 東 勞 働 同 盟 會

五月二十五日の第四回中央委員會は組合員十萬人突破運動を決議した。我々は此決議を具體化する爲に、全國的に運動を進展せしめねばならぬ。

現在、我國の労働組合員数は三十六萬人と稱せらるゝ。四百七十萬の總労働者數に比すれば、僅かにその八パーセントに過ぎないのである。而も、この組合員は約二十一萬人が右翼に約五萬人が中間に、約三千が左翼に他は一種の「會社組合」に分屬して居るのである。

今、昭和四年末の産業別労働者數と労働組合員數とを比較して見るに、紡織業労働者約百萬人の中、組合員約一萬六千金屬及機械器具産業労働者三十七萬人の中、組合員十萬人、鑛業労働者二十八萬人中組合員五千交通運輸通信労働者四十八萬人中、組合員十四萬三千人、化學工業労働者十二萬人中、組合員一萬五千人、食料品工業労働者十六萬七千人中組合員五千人、窯業労働者六萬八千人中、組合員五千等々の状態である。

日本労働俱樂部の成立は、中間派の大部分を、右翼の陣營下に收めたもので、既に労働組合主義は既成労働